

平成23年度第2回千葉市こども未来局指定管理者選定評価委員会 議事録

1 日時 : 平成23年7月11日(月) 午前10時00分～12時00分

2 場所 : 千葉市議会(千葉市役所議会棟) 第3委員会室

3 出席者 :

(1) 委員

岩切裕委員(会長)、鶴見泰委員(副会長)、木頭信男委員、田原洋子委員、
中原秀登委員

(2) 事務局

【こども未来局】 河野こども未来局長

【こども未来部こども企画課】 松島課長、高澤係長、今関副主査

【こども未来部保育支援課】 山田課長、飯島係長、石渡主事

4 議題 :

(1) 「千葉市子ども交流館」の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等について

(2) 「千葉市子育て支援館」の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等について

(3) 指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方について

5 議事の概要 :

(1) 千葉市子ども交流館の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件、審査配点等の事務局案について審議を行い、提案様式について、提案内容をなるべく適切かつ簡潔に記載できるものとするよう意見を述べた。

(2) 千葉市子育て支援館の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件、審査配点等の事務局案について審議を行い、提案様式について、提案内容をなるべく適切かつ簡潔に記載できるものとするよう意見を述べた。

(3) 指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方(審査方法等)について、事務局案を基に審議、決定した。

6 会議の経過 :

○事務局 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

これより平成23年度第2回こども未来局指定管理者選定評価委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます。こども企画課総務係長の高澤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、5人すべての委員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉市公の施設

に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

最初に、お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。まずは議事次第、席次表、そして資料が1番から5番まで、参考資料が1番から3番までとなっております。不足などございませんでしょうか。開始後にお気づきのことがございましたら事務局までお申しつけください。

それでは、開会に当たりまして、河野こども未来局長よりごあいさつを申し上げます。

○河野こども未来局長 皆様、おはようございます。会議に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、会長さんをはじめ、委員の皆様方には大変お忙しい中、また、このようにお暑い中、会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には日ごろより、子ども施策の推進はもとより、それぞれ専門的なお立場から市政各般にわたりまして多大なるご尽力、お力添えを賜っておりますことを心から感謝を申し上げる次第でございます。

こども未来局では、今年度、子ども交流館と子育て支援館の二つの施設につきまして、指定管理者の公募を実施するわけですが、1回目の委員会では委員の皆様方から指定管理者の評価等につきまして慎重なご審議をいただくとともに、次期指定管理者の選定につきまして貴重なご意見をいただいたところでございます。本日は、これまでの皆様方からのご意見等を踏まえまして、公募に係る募集条件や審査内容、方法等につきまして、事務局におきまして、たたき台を作成いたしましたので、ご審議をいただきたいと存じます。

この指定管理者につきましては、ご承知のとおり、市議会の議案となるわけでございますが、昨年を見ますと、多くの指定管理者の議案がありまして、その中で特に大きな焦点、議論となりましたのは、配点の考え方、審査の視点でございました。そこで、事務局といたしましても、今回審査項目等を設定するに当たり、特にこの点に十分配慮のうえ作成いたしましたので、委員皆様方には豊富なご経験と専門的なお立場から忌憚のないご意見をいただければと考えております。

委員の皆様方のご出席に改めて御礼を申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、ここからの会議の進行は会長にお願い申し上げます。

○会長 皆さん、おはようございます。ただ今ごあいさつがございましたが、今回から選定の作業に入るということです。前回、両施設とも拝見させていただきまして、今現在も非常に市民の皆さんに親しまれ、歓迎されている施設でございますので、ぜひそれを一層推進する方向で審査をしてまいりたいと思います。暑い中でございますけれども、また資料を見ましても、盛りだくさんな内容でございますが、どうぞ慎重な審議をよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に会議の公開及び議事録の作成について確認をしたいと思います。お手元の資料1をご覧ください。会議の公開及び議事録の作成につきまし

では、ここに記載されておりますとおり、皆様のご了解を既にいただいているところでございます。本会議は、募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議に該当いたしますので、非公開で実施することといたします。

また、議事録につきましては、事務局が作成した素案の内容を私が確認、署名して確定することになっておりますので、改めて確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして次第の2、指定管理者の公募から指定までの流れにつきまして、事務局よりご説明願います。

○松島こども企画課長 皆さん、おはようございます。こども企画課長の松島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、指定管理者の公募から指定までの流れにつきまして、資料2を用いて説明させていただきます。

資料2、指定管理者の公募から指定までの流れでございますが、上から下に向かいます。時系列で記してございます。一番上、第2回選定評価委員会が本日の会議でございます。指定管理2施設の指定管理者の募集条件等についてのご審議をいただきます。先ほど、局長からのごあいさつにもありましたとおり、「審査項目(案)」、それから「募集要項(案)」、「管理運営の基準(案)」につきまして、事務局のたたき台を本日お示しさせていただきますので、そちらに対してのご審議をいただきます。

その後、今月下旬までに本日の意見を踏まえ最終的な募集書類一式を私どものほうで作成させていただきます。皆様のお手元にお配りしたいと考えております。

その後、8月上旬をめどに募集書類の公表、配布、公募手続を開始いたします。お盆明けの8月22日前後に応募事業者に対する説明会、質問受付等を行いまして、正式な指定申請の受付は9月中旬ごろに1週間程度を予定しております。

その後、第一次審査といたしまして、応募条件、あるいは書類審査等を行いまして、第一次審査を通った者につきまして、9月下旬ごろ、皆様のお手元に応募書類をお配りさせていただく予定でございます。

その後2週間程度間を置きました10月中旬に、子ども交流館で1回、子育て支援館で1回の都合2回の選定評価委員会を開いて、それぞれの施設についての提案内容の審査、採点をしていただければと考えております。

この委員会の結果を受けまして、10月中旬頃までに、市のほうで第1順位から第3順位までの予定候補者を決定いたします。上位の者から協議を行いまして、順調にいきますと第1順位の予定候補者と11月上旬に仮協定を締結いたしまして、12月上旬から開催されます本市の第4回定例市議会のほうに指定議案として上程いたします。12月の議会でご審議いただきまして、可決成立した場合は1月に当該事業者を指定管理者ということで基本協定を結びまして、4月の指定管理開始に向けて引き継ぎ業務を行うという、このような予定になっております。

資料の説明は以上でございます。

○会長 公募から指定までの流れをご説明いただきましたが、委員の皆さん、何かご質問等ございませんか。

○委員 市のほうで第1順位、第2順位、第3順位を決めて交渉するというお話でしたけれども、当然、その前提として評価委員の評価があるわけですね。

○松島こども企画課長 すみません、言葉が足りなくて申しわけありませんでした。10月中旬に開く第3回、第4回の選定評価委員会で順位を設定していただきますので、その順に市のほうで相手方と協議する形になります。

○会長 では、本委員会で決定した順位で進めるということによろしいわけですね。

○松島こども企画課長 はい。

○会長 ほかに、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○会長 それでは、議題に入らせていただきます。事務局からご説明願います。

○事務局申しわけございません、河野局長ですが、次の会議がございますので、ここで退席とさせていただきます。よろしくお祈いします。

○河野こども未来局長申しわけございません。どうぞよろしくお祈いいたします。

(こども未来局長退席)

○会長 それでは、議題1から3につきまして、本日審議する内容をご説明いただきたいと思ひます。

○松島こども企画課長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

このたび、市長から会長にあてまして、千葉市子ども交流館と千葉市子育て支援館の両施設の指定管理予定候補者の選定について諮問させていただきました。委員の皆様には応募者からの提案内容を審査し、順位づけを行っていただくこととなりますけれども、本日の会議におきましては、その際の基準となる審査項目及び配点に関する事務局案について、まずご審議いただきたいと考えております。

その後、応募に当たってのルールを定めました「募集要項(案)」と委託の仕様書に相当いたします「管理運営の基準(案)」を用意してございますので、こちらについてもご審議いただきたいと考えております。

なお、審査項目と配点につきましては、議会からの指摘等を踏まえまして、千葉市としての統一的な考え方を示すひな型が、今年6月に示されました。お手元の参考資料1のとおりで、後ほどご説明させていただきますが、この基本的な考え方に準拠しながら、前回の委員会でのご意見や施設の特性、これまでの管理運営の実態等を踏まえまして、このひな型をカスタマイズし、施設ごとの「審査項目(案)」を作成しましたので、「募集要項(案)」、「管理運営の基準(案)」と併せてご審議いただきたいと考えております。

子ども交流館、子育て支援館の順にそれぞれご審議いただいた後に、議題の3といたしまして、次回以降の委員会の進め方、採点から順位づけまでのプロセスについて、こ

ちらも事務局案を提示させていただいておりますので、こういった形で進めるかについてご審議いただきたいと考えております。

以上でございます。

○会長 非常に盛りだくさんな審議内容になるわけですが、何かこれについてご質問ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、早速進めてまいりたいと思います。

それでは、最初に議題の1、千葉市子ども交流館の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等についての審議に入らせていただきます。事務局、お願いします。

○松島こども企画課長 それでは、まずお手元の資料ですけれども、3-1から3-4まで、4種類の資料を使いながら説明させていただきます。

3-1につきましては、先ほど申しました指定管理者の審査項目のひな型に準じて作成しました子ども交流館の「審査項目(案)」を提示させていただいております。A3判で2枚の資料でございます。

それから資料3-2につきましては、子ども交流館の指定管理者募集の際の条件ということで、募集要項の案を提示してございます。

資料3-3につきましては、指定管理業務の仕様書に当たります管理運営の基準の案でございます。

それから資料3-4につきましては、前回の委員会でご意見をいただきました子ども交流館に関する指定管理者の総合評価シートということで、こちらの「次期指定管理者の選定に向けての意見」欄に記載されました①から⑦までの意見を踏まえまして、各種資料を作成しております。

それでは、こちらの資料の説明に入ります前に、参考資料の1をお手元をお願いいたします。「指定管理者の指定の基準に係る審査項目のひな型の変更等について」というタイトルの資料でございます。

千葉市の場合、指定管理期間は5年間が原則なのですが、去年は、指定管理者制度を導入してから指定管理期間が一巡した最初の更新期間に当たりまして、市の大部分の公の施設で指定管理者の更新が行われました。その際に、冒頭の局長のあいさつにもございましたように、議会等から審査基準等が統一的になっていないとのご指摘がありましたので、市の行革担当部門で審査項目のひな型というものをつくったのですが、その考え方を記したものでございます。

まず1ページ目の変更の背景等をご覧いただきたいのですが、1番の従来のひな型の問題点として指摘された事項ということで、(1)として、施設ごとの配点に差が生じている。(2)として、管理経費を評価する計算式が価格差を的確に反映できない。(3)として、税源の涵養や市内事業者の育成などにも留意した選定基準や統一的な方針を設けることとするという指摘があったということでございます。

これらの指摘を踏まえました改善の方向性ということで、(1)にありますように、指定管理委託料の5年間総額の上限額を設定し、あらかじめ公表することで価格面での適正な低廉化を図るということで、提案額が上限額を超えた場合は失格とするというルールが定められました。

(2)として、審査項目の配点の基準としてひな型が示されまして、これによりまして施設ごとの配点のばらつきの解消を図ることされました。

(3)として、指定管理を行う施設には、今回ご審議いただく子ども交流館、子育て支援館のように事業の実施を主な管理業務とする「事業実施型」の施設と、施設の維持管理を主な管理業務とする「施設管理型」の施設に大別して、その類型によって配点割合を変えることで、施設の特性に応じた評価の実現を図ることとされました。

主な変更点はこのような内容でございまして、下のほうに審査項目のひな型という表がありますが、次のページにかけまして一番左側、指定の基準という大項目を1番から6番まで六つに分けて、その中にそれぞれ審査項目がございまして、この審査項目ごとに配点5点を基準といたしまして、「事業実施型」の施設と「施設管理型」の施設での配点を示したものが右側の二つの欄でございまして、

次のページの一番下をご覧くださいなのですが、「事業実施型」、「施設管理型」ともに合計点は、ひな型では160点となっております。両者の違いは、大項目4番の(6)施設の事業の効果的な実施というところに、「事業実施型」では10点を配点し、「施設管理型」では配点しておりません。また、その次の大項目5の「施設の管理に要する経費を縮減するものであること」の中の(2)管理経費、これは指定管理委託料に関する項目ですが、「事業実施型」では35点、「施設管理型」では45点という配点になっております。

3ページ目の備考欄をご覧くださいなのですが、このひな型を踏まえて各施設で配点基準等を考える際のルールとしまして、まず1点ですが、大項目5の(2)指定管理委託料の合計点数に対する配点割合がルール化されまして、「事業実施型」施設にあっては20%から25%以下の範囲で、「施設管理型」施設にあっては25%以上30%以下の範囲内に設定するということになりました。

それから2点目といたしまして、大項目6のその他市長が定める基準の審査項目を除き、審査項目のいずれか1項目に5人の委員さんのうちどなたか1人でもゼロ点をつけられた場合は、その応募者を失格とするということになりました。

それから3点目といたしまして、管理経費、指定管理委託料の採点については、こちらに掲げられました「 $\text{配点} \times (\text{上限額} - \text{提案額}) / (\text{上限額} - \text{下限額})$ 」という計算式で算出するということになりました。この下限額は公表いたしませんけれども、あらかじめ、注のエにございまして、上限額の3分2以上、10分の8.5以下の額に相当する額の下限額を設定いたしまして、選定が済むまで公表しないということがルール化されております。

その他、4点目といたしまして、各審査項目の採点につきましては、中ほどの表にございまして、「優・良・可・不可」の四つの基準による採点を基本とするというルールが定められました。管理運営の基準で設定した市の仕様と同程度の提案がなされてい

る場合は、「可」として配点の0.2掛け、配点が5点であれば1点がつくこととなります。また、管理運営の基準と比較して非常にすぐれた提案内容となっている場合は、配点が5点であれば、「優」として満点の5点がつくこととなります。一定の工夫がなされているが、特にすぐれた提案はなされていないという場合は、「良」として配点の0.6掛け、配点が5点であれば3点がつくという形になっております。それから、設定した条件に満たない提案がなされていると判断した場合はゼロ点ということで、こういった項目が一つでもあった場合は失格にするというルールになっております。

ひな型の説明は以上でございます。

それでは、お手元の資料3-1をお願いいたします。こちらの資料は左側に指定の基準ということで、先ほどひな型でご説明しました大項目の1から6までが記載されてございます。それから、その右側に「事業実施型」施設としてのひな型の審査項目とひな型の配点が載っております。

先ほどご説明が漏れてしまいましたけれども、このひな型につきましては、選定評価委員会のご意見を踏まえまして、審査項目を加除・修正することができるということになっております。今回、真ん中の二重線から右側、子ども交流館の審査項目の案を提示させていただきましたが、こちらは前回の委員会でもいただいたご意見等を踏まえまして、ひな型に加除・修正を加えております。ひな型を変更した部分を網かけで示しておりますので、順次説明させていただきます。

まず、指定の基準の大項目の1、「市民の平等な利用を促進するものであること」につきましては、ひな型どおりの審査項目として、管理運営の基本的な考え方を記していただくよう考えております。

なお、表の一番右側に「審査の視点」という項目がございますが、こちらには各審査項目に対して、応募事業者の理解や考え方等が的確に提案されているかをご判断いただく際の審査の視点になると考えられる事項を記載しております。

それから「項目設定・配点の考え方」という欄は、事務局のほうでひな型から変更した部分につきまして、変更した理由等を簡単に記載したものでございます。

2ページ目をご覧くださいと、表の下の左側に「採点方法」という表がございます。先ほどのひな型の3ページでご説明しましたものを簡略化したものですが、事務局案ではすべて項目の配点を5点としておりますので、「優・良・可・不可」につきましては、それぞれ右側の「採点」欄の点数をつけていただくこととなります。

また、その下、「管理経費の採点方法」にあります指定管理委託料の上限額の考え方でございますが、子ども交流館は平成19年10月22日にオープンいたしまして、平成20年4月1日以降から通年開館しておりますので、平成20年から22年度までの3年間の委託料の実績の平均額の約8,300万円、それに光熱水費等が年間約1,300万円、これを加えまして、それを5年分にしました約4億8,000万円を上限額として考えております。それから下限額につきましては、先ほどのご説明のとおり上限額の3分の2から10分の8.5の範囲内で決めるというルールになっておりますが、千葉市の場合は建設工事などの入札で設定する下限額は予定価格の3分の2が一般的でございますので、本施設におきましても

上限額の3分の2といたしまして、5年間トータルで3億2,000万円を下限額に設定してございます。

また、表の一番下の欄をご覧いただきたいのですが、配点案の合計点数が190点となっております。濃い網かけがしてある部分、指定基準の大項目5の中の「指定管理委託料」の欄ですが、こちらの配点を40点とすることで総配点に占める指定管理委託料の割合は21.1%となりますので、事業運営型の施設の指定管理委託料の配点の20%以上25%以下というルールに適合してございます。

また、子育て支援館も含めました両施設の審査の視点の共通項目として、表の右側に書かせていただきましたけれども、それぞれの審査項目につきまして提案内容が施設の設置目的等にならなっているかという「合目的性」、それから「実現の可能性」、それから提案内容の「具体性」、それから提案内容を実施したときの施設の設置目的に対する「効果」、それから各提案内容の「独自性」、こういった視点でご審議いただければということで参考にさせていただきました。

それでは、1ページ目に戻らせていただきまして、順次説明させていただきます。

まず、ひな型を変更した部分として、大項目の2、「施設の管理を安定して行う能力を要すること」の(4)「必要な専門職員の配置」という項目がございますが、先般の会議でご覧いただきましたように、きぼ一るは複合施設となっております。さまざまな権利者が中に入っております。千葉市も一権利者として、ほかの権利者の皆様と管理組合をつくりまして、管理組合が施設の警備ですとか点検等を一括して委託して行っておりますので、施設管理のための専門職は子ども交流館としては不要であるという理由で、この(4)につきましては削除させていただいております。

それから(7)の「施設の保守管理の考え方」と(8)の「設備及び備品の管理・清掃・警備等」でございますが、通常の実業運営型の施設、あるいは施設管理型の施設ありますと、指定管理者が独自にこの(7)(8)の項目のすべてを実施しなければならなくなるところを、先ほど申しましたように、きぼ一るの施設につきましては大部分を管理組合が委託した管理会社が行っておりますので、事務局案ではこの(7)(8)を一項目に統合しまして、「施設等の保守管理」ということで一項目として設定させていただきたいと考えております。

次に大項目3、「施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと」のひな型の(2)「リスク管理及び緊急時の対応」ですが、こちらにつきましてはひな型では一項目、配点は5点となっておりますが、前回会議でいただきました、資料3-4の「次期指定管理者の選定に向けての意見」にございます「災害対応・防災対策の充実に配慮すべきである」というご意見を踏まえまして、①の「事故・火災等への対応」という通常の実業運営業務でも起り得るリスク管理と、②の「防災対策・災害時の対応」という3月の大震災のような有事対応との二項目に分けて、それぞれ5点ずつ配点した案をつくらせていただきました。

それから大項目4、「施設の効用を最大限発揮するものであること」のひな型の(1)「開館時間・休館日の考え方」につきましては、条例で規定されているために提案内容

には差が出ないということで削除してございます。

それから、同じく（２）の「利用料金の設定及び減免の考え方」につきましても、本施設は利用料金制をとっておりませんので削除してございます。

それから、ひな型の（４）「施設の利用促進の方策」でございますが、この（４）以降につきましても事業運営型の施設においては大変重要と考えておりまして、ひな型よりも配点を重くすることで、前回の委員会でいただきました全体として経費縮減に偏らぬようにというご意見を反映してございます。

まず（４）ですが、事務局案では「施設利用者増の取組み」ということで新規利用者の開拓と、②として、「より広い地域の市民に対するサービス」の提供の状況、それから③として、「きぼーる他施設等との連携」という三つの項目に分けてございます。①の「施設利用者増の取組み」と②の「より広い地域の市民に対するサービス」につきましては、前回の会議でいただきました、「より広い地域の市民がサービスを楽しむことができるよう、広報の充実等の創意工夫により、地域利用者の開拓を図るべきである」というご意見を踏まえまして設定した項目でございます。それから③の「きぼーる他施設等との連携」につきましては、同じく前回の会議でいただきました、「子育て支援館、科学館等との連携によるきぼーる全体の一層の活性化を図るべきである」というご意見を踏まえて設定したものでございます。

それから次に、ひな型の（６）「施設の事業の効果的な実施」でございますが、こちらにつきましても事業実施型の施設として一番肝要になるところということで、事務局案では①「健全な遊びと居場所の提供」、②「健全育成を目的とする講座」、③「自主サークル・自主活動支援」、④「遊びと居場所の情報収集・提供」という、子ども交流館で実施しなければいけない事項として条例で定められているものをそのまま載せまして、それぞれに５点を配点してございます。

それから、条例上は「その他施設の設置目的を達成する事業を行うこと」とされておりまして、本市で今重点的に取り組んでおります「こどもの参画の推進」につきまして提案事業者の考えを聞きたいということで、⑤として項目立てしてございます。

それから６番目として、これは前回の会議でいただきました「不登校児童や児童虐待防止等に対応するために専門的な知見を有するスタッフ、児童心理司など有資格者を配置すべきである」というご意見を踏まえまして、「支援を要する子どもへの対応」という項目を加えさせていただいて提案事業者の知見等を聞きたいと考えております。

それから７番目として、その他の市の子ども施策への対応ということで、後ほど説明させていただきます「管理運営の基準（案）」等にはボランティアの育成ですとか地域指導者の育成ということをうたっておりますので、そういった提案内容に対しての評価項目を⑦としてつけ加えたものでございます。

以上、大項目の４につきましては、ひな型の配点が４０点のところを、項目が増えました関係で６５点と非常にウエートを高く考えている次第でございます。

それから２枚目に移らせていただきまして、大項目５の「施設の管理に要する費用を縮減するものであること」という欄の（２）「管理経費（指定管理委託料）」につきまし

ては、先ほどご説明させていただきましたとおり、配点を40点、全体に占める割合を21.1%としております。こちらは、さきの会議での「経費縮減に偏らぬように」、あるいは「経費縮減の観点から」というご意見に対応した項目でございます。

それから大項目6番、「その他市長が定める基準」ということで、ひな型の(1)に「市内産業の振興」という項目が加えられました。前回の会議で「本社管理経費の削減という観点から、地元事業者の応募を促すべきである」というご意見をいただきましたが、市の行革部門でも同様の考え方を持ちまして、本店等が市内にある事業者については満点の5点を、それから本市内に支店・営業所等を有する業者については3点を、それ以外、例えば東京に本社があってこの業務だけ千葉市で行うような業者の場合、この項目は点数がつかないという基準を設定してございます。

それから(5)、最後の項目でございますが、「現在の施設職員の継続雇用への配慮」ということで、さきの委員会において「ノウハウの活用、利用者とスタッフとの信頼関係の維持という観点から、スタッフの雇用の継続に配慮すべきである」というご意見をいただいておりますが、それを踏まえまして、(5)につきましては①「継続雇用の方法」と、②「子どもとの信頼関係の継承・サービス水準の維持」の二項目に分けまして、配点割合を高く設定したところでございます。

子ども交流館の審査項目の考え方は以上でございます。

引き続き、資料3-2、「千葉市子ども交流館指定管理者募集要項」のご説明に入らせていただきます。

目次をご覧くださいますと、1番の「指定管理者募集の趣旨」から12番「その他」までございますが、主立ったところをご説明させていただきます。

まず2ページの下「募集要項等の定義」でございますが、この募集要項は子ども交流館の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたもので、後ほど説明いたします「管理運営の基準」、これは指定管理者に要求する具体的な仕様ですが、それと「様式集」、これは提案書等の作成に使用する様式ですが、これらの書類を一体のものとして、指定管理者の公募の際に公表する資料と位置づけることとなっております。

それから3ページをお願いいたします。「公募の概要」ということで管理対象となる施設や指定期間、業務の内容、選定の手順等を記してございます。なお、4番の「選定の手順」の日時につきましては、現時点ではすべて「予定」とさせていただきます。

それから、4ページの「管理対象施設の概要」につきましては、さきの会議でございました子ども交流館の設置目的や施設の概要等、簡単な概略図も含めまして記載しております。

それから7ページの5番、「指定管理者が行う業務の範囲」といたしまして、指定管理業務として行うものとして(1)アの「施設管理運営」、イの「維持管理」、ウの「経営管理」の三つが委託料に含まれる業務として行われるものであること、それ以外に(2)の「自主事業」として施設の設置目的に合った自主事業・企画事業を行う、ということをご記してございます。

それから、8ページには「市の施策等との関係」といたしまして、このうち(2)「市

民利用」の3行目の後半から斜め文字でアンダーラインを引いた部分につきましては、前回の会議でいただきました「より広い地域の市民がサービスを受けるようにすることができるよう広報の充実等の創意工夫により新規利用者の開拓を図るべきである」というご意見を踏まえて記載したものでございます。同じく(6)につきましては、スタッフの雇用の継続に関する内容を記してございます。1枚めくっていただきまして、最後の(9)にも、「災害対応・防災対策の充実に配慮すべき」というご意見を踏まえて記載してございます。

それから9ページの7番、「指定管理者の公募手続」につきましては、先ほど資料2でご説明させていただいた内容を記載しております。日程については、今後変わるかもしれないということで網かけをしてございます。

また、10ページの(5)アに「ヒアリング」とありますが、これは議題3でお諮りするべきところなのですが、応募書類が整いましたら、委員会として各事業者に対して30分以内のヒアリングを行うという案を記載しております。

次に11ページの(8)でございますが、実際に指定管理者となった場合に事業者が千葉市と結ぶ協定書の案を公にする旨を記載しております。

なお、本日、参考資料といたしまして、子ども交流館、子育て支援館の現在の指定管理者と結んでおります基本協定書を参考資料の2-1、2-2として用意させていただいております。

また、11ページ中ほどの8の「応募に関する事項」につきましては、5年前と同様の内容を基本としておりますが、12ページの(4)「失格」のイといたしまして、指定申請書に添付する収支予算書において、9(1)イに示す上限額を超える額の提案をしたときは失格とするということを明記してございます。

次の13ページのイのところ、提案書類は委員会における審査でも使われますので15部の提出をお願いしております、その中に各年度における本施設の管理に係る事業計画書と収支予算書を添付するという形になっております。

また(6)「留意事項」ですが、ウとして、いったん提出された書類の内容を変更することはできないということ、また、エとして、応募書類は本市の情報公開制度、あるいは市議会における議案の審査等において積極的に公表されること、さらに、応募書類に記載された応募者の利害関係情報についても秘匿せずに公表するという市のスタンスを示しております。

次に15ページの9「経費に関する事項」でございますが、(1)のアに先ほどご説明いたしました指定管理委託料の上限額として、5年間で4億8,000万円と提示しております。

また、この同じくイの「自主事業による収入」では、自主イベント、自主講座、自主研修等の自主事業を積極的に行うことにより、収入を得ることができるという規定も書いてございます。

また16ページの10「審査選定」につきましては、先ほどご説明させていただきました審査項目を、大項目ごとに配点の合計点数等を公表する形で記してございます。表の最後にありますとおり、合計点は190点としております。

18ページ以降は、子ども交流館を運営するために遵守しなければならない関係法規が11番に、12番には業務の継続が困難となった場合の措置などの留意事項を記しまして、最後の19ページの表には、千葉市と指定管理者とのリスク分担、これは行政改革推進課からひな型が示されておりまして、現在の指定管理者と同様の内容なのですが、市と指定管理者とのリスク分担を示しておりまして、以上が募集要項の内容でございます。

続きまして、資料3-3をお願いいたします。

指定管理業務の仕様書となる「管理運営の基準（案）」でございます。1ページ、2ページに全体の目次がございまして、1の「本書の位置づけ」から9の「協議」まで、九つの内容を表記してございます。

3ページの1「本書の位置づけ」ですが、市が指定管理者に要求する管理運営の基準を示すものという定義を示しております。

2番目、「管理運営業務に当たっての基本的な遵守事項」では、条例、規則、その他千葉市の定めるところに従って運営しなければならないこと、また、公平な利用を確保することができるよう特定の団体や個人に有利または不利になる管理運営を行わないよう特に留意することという、公の施設を管理運営する際の考え方を記してございます。

3番の「施設の概要」は募集要項と同様の内容でございまして、4番、「管理運営業務」につきましましては、(1)「使用の基準」として休館日等について記してございます。

それから5ページの(2)「事業の実施に関する業務の内容・基準」につきましても、前回の委員会のご意見等を反映した箇所は、「きぼーる他施設等との連携を含め」のような形で、斜字でアンダーラインを引いております。

次の6ページの(エ)には、「地域への遊びの提供」ということで、「より広い地域の市民がサービスを享受することができるように」というご意見を踏まえた項目が、それからその下のオの「その他事業」の(ウ)では、前回いただきました不登校児童や児童虐待防止等への対応に関するご意見を踏まえまして「支援を要する子どもへの対応」という項目を提示したところでございます。

また、7ページの(カ)の「広報業務」、それから(3)のアの(ウ)の「緊急時の対応」、それから8ページのイの(ア)「職員の配置等」のdでは、「子どもとの信頼関係の継承などサービス水準の維持の観点から職員の継続雇用等に配慮すること」といった箇所で、委員会のご意見を管理運営基準（案）にも反映しているところでございます。

9ページをお願いいたします。5の「維持管理業務」でございますが、先ほど説明いたしましたように、本施設が入っているきぼーるは区分所有建物であり、市は一区分所有者としてその他の区分所有者ときぼーる管理組合というものを構成しております。施設の維持管理につきましましては効率性の点から、この管理組合が委託した管理会社により行う形をとっておりますので、一般の指定管理施設よりは、この維持管理業務の内容は軽いものとなっております。

12ページからは6の「経営管理業務」ということで、指定管理者が行っている業務の適正性等を市に対して明らかにするために事業計画書、事業報告書の作成ですとか事業評価・モニタリングの考え方等についての仕様を書いてございます。

また13ページの7では、指定管理者が行う自主事業につきまして、市からの指定管理委託料を自主事業の経費に充ててはならないこととしております。

また、8の「その他」ということで、指定管理者は業務の全部、またはその大部分を第三者に委託してはならないという再委託に関することや、施設の中には行政財産目的外使用許可を与えているその他の主体がかかわっていること、また、光熱水費の取扱い等について書いてございます。

最後に14ページの9、「協議」といたしまして、この基準に規定するもののほか、指定管理業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者とが協議して決定するという事になっております。

子ども交流館に関する資料説明は以上でございます。

○会長 ご苦労さまでした。ただ今、事務局からご説明いただきましたけれども、審議に入る前に、共通いたしますひな型が大変重要だと思いますが、参考資料1の「ひな型の変更等について」について、ご指摘やお気づきの点はございますか。

○委員 ゼロの採点を受けた業者は失格だというお話ですけれども、委員5人のどれか1人でもゼロであると失格ということでしょうか。

○松島こども企画課長 その点につきましては、このひな型を作りました行政改革推進課に確認いたしました。審査項目についてはそれぞれ知見のある方々にご判断いただきますので、どなたか1人でも審査項目のいずれか一つにゼロ点をつけられた場合は失格とするとの回答がございました。

後ほど説明させていただきますが、資料5をご覧くださいませでしょうか。「選定に係る委員会の進め方」という図に、パターンAからパターンCまで三通りを示してございます。パターンA・Bについては採点1回目と採点2回目の間に、意見交換の時間が設けてあります。パターンCの場合は、委員会に事前に採点いただきまして、その後に意見交換ということになっております。今お話のありましたように個々の委員の皆様が疑問に感じられた点があった場合は、委員会の中で、他の委員の皆様と意見交換をさせていただいて、その内容と、先ほど申しましたように1人でもゼロ点にした場合は失格になるということを踏まえて、最終的な採点をお考えいただければと考えております。

以上でございます。

○委員 もう一つ、この「指定の基準」の5、「施設の管理に要する費用を縮減するものであること」ですが、これは自動計算とお聞きしましたけれども、そう理解してよろしいですか。

○松島こども企画課長 指定の基準の中で、大項目5の(2)の「管理経費」の「指定管理委託料」のところ、それから大項目6の(1)「市内産業の振興」から(4)「障害者雇用の確保」までにつきましては、事業者から提案いただいた内容で自動的に計算される項目になりますので、委員の皆様は採点いただくのはそれ以外の項目となります。

○委員 それは、委員が採点してはいけないような根拠があるのでしょうか。

○松島こども企画課長 まず指定管理委託料につきましては、40点という配点に対して、あらかじめ設定した上限額と下限額、それから提案額で自動的に計算されるもので

す。それから、大項目6の(1)から(4)につきましても、「審査の視点」という一番右の欄にありますように、千葉市全体の共通ルールとするよう決められたものでございます。その点のご説明が不足しております、申し訳ございません。

○会長 他の委員の方、よろしいですか。

○委員 参考資料1の3ページの備考2のところには、「6 その他市長が定める基準」の審査項目を除き、審査項目のいずれか1項目にゼロ点がある場合は失格とするところなのですが、資料4の1を見ますと、「6の(1)から(4)を除く」とあって、6の(5)は含まれていません。6の(5)がゼロ点の場合は失格という考えでよろしいのでしょうか。

○松島子ども企画課長 すみません、「審査配点基準案」にあります「6の(1)から(4)の項目を除く」という記述が正しくて、(5)につきましても、お一人でもゼロ点の場合は失格となります。

(注) 後日、(5)はゼロ点でも失格にならない旨を確認し、委員に訂正した。

○委員 はい。わかりました。

○会長 ほかに、よろしいですか。

○委員 最初に、大きなところで少しお伺いします。我々にひな型というものがあることは理解しましたが、子ども交流館にしろ、子育て支援館にしろ、施設によってそれぞれ違いが出てくると考えたほうが良いということですか。

○松島子ども企画課長 ひな型をベースに施設の特性等に応じて審査項目の加除をするという考え方なのですが、子ども交流館と子育て支援館の場合、前回の委員会でも大枠では同じような意見をいただいていますので、そういった部分については両施設を合わせるように調整しましたけれども、事業の実施内容、特に4の(6)などは、施設ごとに全く違う審査項目を設定しております。

○委員 それから、今回指定されると、5年間有効で、5年後にまた見直すと、それを繰り返すということですね。

○松島子ども企画課長 はい。

○委員 わかりました。

今は、もうこの採点基準についての審議に入っているのでしょうか。

○松島子ども企画課長 まだ入っておりません。

○委員 わかりました。

○会長 では、ひな型についてはよろしいですか。

私から一つ、ひな型の「参考」の2の(6)ですが、「利益等の還元の方針は提案内容の適正な評価が困難であることから仕様化する」というのですけれども、子ども交流館と子育て支援館についてはどのようになるのでしょうか。

○松島子ども企画課長 説明不足で申しわけございません。前回の会議でも指定管理業務を行って利益が出た場合に、それを翌年度の委託料から引くとか、千葉市に返還するといったルールがあってしかるべきではないか、というご意見をいただいたかと思いますが、その点について記載したのがこの部分なのですが、結論から申しますと、利用

料金制をとっている施設につきましては、指定管理業務で一定の利益が出た場合に翌年の指定管理委託料から引くか、利益のうちどれだけという割合をあらかじめ決めておいて指定管理委託料から引く、あるいは千葉市に納入するといったルールをあらかじめつくっておくというルールが今回のひな型で示されたのですが、利用料金制をとっていない子ども交流館、子育て支援館のような施設については、それが適用されませんので、説明のほうは割愛させていただきました。

○会長 はい、わかりました。

それでは、他にご意見がないようでしたら、子ども交流館の「審査項目」、募集要項、「管理運営の基準」、こちらの審議に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 基本的に事務局案には全く異存はありません。ただし、これは募集要項ということから、事業者の方が読んでそれに答えさせることになるので、例えば、大項目の4の(4)、「施設の効果的な実施」がかなり重視され、①から⑦まで細かく分かれています。この項目にウエートを置くのは全くやぶさかではありませんが、例えば①「遊びと居場所の提供」と④の「情報提供」を一本立てにして、配点を10点にするとか、あるいは③「自主サークル・自主活動支援」と⑤「こどもの参画推進」も一本立てにして配点を10点にするとか、応募する方の立場から考えますと、そのあたりが少し細か過ぎるのかなと感じられます。

○会長 これは5点ということでしたでしょうか。

○松島こども企画課長 はい。各項目5点ずつ配点しております。今、お話があったところは、「管理運営の基準」の5ページから6ページにかけて記していたところです。5ページの(2)「事業の実施に関する業務の内容・基準」のア、イ、それから6ページのウ、エ、オとある部分でございますが、子ども交流館の設置管理条例の第3条に子ども交流館で行う事業についての規定がございます、①から④まではその規定そのままの言葉で列記されたものでございます。こちらの募集要項にあるアの「遊びと居場所の提供」につきましては、実際に子ども交流館という施設を使って提供する遊びや施設の活用についての内容が、エの「居場所づくりに関する情報の収集や提供」につきましては、市内外の他施設や他団体等が実施する子どもの健全育成交流事業など、子どもの遊びと居場所づくりに関する情報を積極的に収集してホームページ・情報誌等を活用して情報提供を行うというように、内容的には異なってくるという考え方で項目を分けてございます。

○委員 それならば結構です。

それからあと1点、これはお願いですが、募集要項の一番最後のところに大枠での配点が示されていますが、実際に応募する場合には、提案を様式に沿って書くことになると思いますので、ある程度簡潔に書いていただけるように、項目ごとに様式を細かく分け過ぎずに、ある程度まとめて記入するようにはしていただきたいと思います。

○松島こども企画課長 お手元に、参考資料3ということで行政改革推進課から示されている提案様式のひな型をそのままお配りしてございますが、今のお話は、この提案様式の子ども交流館版をつくるときには、というお話だったかと思います。実は、資料

3-1の一番右側の「審査の視点」内に記載した事項などがその提案様式にも記載されて、応募者がそれに沿って記述するよう促すという形になりますので、今のご意見を参考にさせていただいて、なるべく応募者が迷わないように、簡潔に書けるような工夫をさせていただきたいと考えております。

○会長 それでは、委員のみなさん、何かございますか。

○委員 ちょっと話が先に進んでしまうのですが、よろしいですか。

実は去年の秋、市民局の選定評価委員会の際に、プレゼンテーションをやったのですが、そのときには、東京のプロに任せたプレゼンと、地元のそういうことに慣れていない方のプレゼンがありまして、我々審査委員の視点ですと、どうしてもプレゼンがうまいところがいいような感じを受けたので、そこをどうするかということを考えていただいたほうがいいと思います。

○会長 事務局、何かございませんか。

○松島こども企画課長 今のご意見は、まさに議題の3で、次回の委員会の進め方について皆様にご審議いただく事項でございます。

○会長 わかりました。では、この点は後ほど改めて取り上げたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかの委員のみなさん、何かございますか。

私どもが前回の委員会でいろいろ述べました意見等は十分反映されていると思いますので、そういう点では非常にありがたいと思います。話題になっていた管理経費の点ですとか、配点のばらつきですとか、そういう点もひな型が改善されておりますので、私どもとしても一定の基準をもとに進めていくということで、審議しやすくなったのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員 採点のことなのですれども、「その他市長が定める基準」の「市内産業の振興」というところで、先ほど市外の事業者の場合は点数はつかないというお話がありましたね。そうすると、市外の事業者については、最初からだめだということですか。

○松島こども企画課長 ゼロ点でも失格にはなりません。

○委員 ここはゼロ点でも構わないよということですね。

○会長 それは大丈夫ですね。

○松島こども企画課長 はい。

○会長 それでは、また次の子育て支援館のほうで話題が戻ることもあるかもしれませんが、それは構いませんので、先に進めていきたいと思っております。

それでは、子ども交流館につきまして、委員の皆さんのご意見をまとめるというのが私の役割なのですが、1点、要望ということで、応募の際に簡潔な記載ができるように配慮を、工夫をしてほしいということでもよろしいでしょうか。

それでは続いて、子育て支援館のほうに移りたいと思っております。

○山田保育支援課 保育支援課の山田でございます。千葉市子育て支援館の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等についてご説明させていただきます。

資料の4-1、「子育て支援館の審査項目（案）」をご覧ください。基本的な部分につ

きましては子ども交流館と重複いたしますので、子育て支援館につきましては、ひな型との比較及び前回の委員会でいただきました意見をどのように反映しているかという点を中心に説明させていただきたいと考えております。

まず指定基準の1、「市民の平等な利用を促進するものであること」及び2の「施設の管理を安定して行える能力を有すること」につきましては、概ねひな型と同じ審査項目、配点となっておりますが、子ども交流館同様、(4)の必要な専門職員の配置については削除いたしまして、(7)、(8)の保守管理の部分は1項目に統合しております。

次に、3の「施設の適正な管理に支障の及ぼすおそれがないこと」のうち、(2)の「リスク管理及び緊急時の対応」につきましては、子ども交流館同様、前回の委員会でのご意見を反映し、ひな型では1項目5点となっているところを2項目10点に変更し、防災対策・災害時の対応に関する項目を新たに設定してございます。

次に、4の「施設の効用を最大限発揮するものであること」ですが、(1)については条例で規定されているため削除し、(2)についても利用料金制を採用しないため削除してございます。

(3)につきましては、ひな型と同配点としておりますので、子育て中の親子が訪れやすく、利用しやすい環境、安全性への配慮といった視点で審査していただきたいと考えております。

次に(4)の「施設の利用促進の方策」ですが、ひな型では1項目5点となっておりますが、委員会でのご意見を反映し、3項目15点としてございます。具体的には、①「施設利用者増の取組み」では、来館者数、ファミリーサポートの会員数の増加のための取組みを審査の視点としていただければと考えております。

②の「より広い地域の市民に対するサービス」ですが、より広い地域の市民へのサービス提供についてご意見をいただきましたので、地理的条件により子育て支援館を利用しにくい市民へのサービス提供をはじめ、各区にございます類似施設の子育てリラックス館、地域子育て支援センターの利用促進や保育園、幼稚園など子育て関連施設の利用促進の取組みなどを審査の視点にいただければと考えております。

次に、③の「きぼーる他施設との連携」につきましても、委員会のご意見をいただいておりますので、きぼーる内の他施設との連携や中心市街地活性化への理解度を審査の視点としていただければと考えております。

(5)の「モニタリングの考え方」は、ひな型のとおりでございます。

次に(6)の「施設の事業の効果的な実施」につきましては、所管として一番重視している部分でございまして、ひな型では1項目10点としているところを、具体的な項目を9項目に分け、合計45点としてございます。

まず人員配置についてでございますが、委員会におきましてもノウハウの活用をはじめ、利用者とスタッフの関係という観点から、職員の雇用継続等についてご意見をいただいておりますので、地域子育て支援センター事業、その下段の相談事業、さらに下段のファミリー・サポート・センター事業それぞれについて、職員の加配、常勤職員者数、保育士、看護師などの資格保有状況などを視点にさせていただきたいと考えております。

次に、その下の基幹施設業務についてですが、子育て支援館は各区にある地域子育て支援センター、子育てリラックス館の基幹施設であるという重要な機能がございまして、この部分を審査する項目を二つ設け、各支援センターとの連絡調整、会議や研修会の実施、情報収集、調査研究などに関する項目を設定してございます。審査の視点といたしましては、会議や研修内容、各支援センターへの技術指導等の考え方、また情報収集や調査研究の内容や報告書作成の有無等を考えております。

次のページをご覧ください。同じく事業の実施に関する項目ですが、審査項目、地域子育て支援センター事業につきましては、交流の場の考え方、相談支援体制、各種講座や教室の実施などを視点としてご審査いただきたいと考えております。

次に、子育て情報の提供や子育てサークル支援及び子育てボランティアの育成支援についてですが、各種相談や子育てサービスの利用調整を行う子育てコーディネーターの配置をはじめ、情報提供の手法、子育てサークルやボランティア支援のための講習会、多目的室の活用などを視点として審査をお願いしたいと考えております。

その下のファミリー・サポート・センター事業ですが、事業実施の基本方針をはじめ、会員などを対象とした研修の回数や内容、各区に配置いたしますサブリーダー会議の実施計画等により審査をお願いしたいと考えております。

最後に、関係機関との連携ですが、市、具体的には本庁や各区保健福祉センター、児童相談所や障害児支援施設との連携や保育園や幼稚園との連携を視点として審査をお願いしたいと考えております。

次に（７）自主事業の効果的な実施ですが、こちらはひな型どおりの項目、配点設定となっております。

次に、指定基準の５管理に要する経費に関する項目ですが、前回の委員会において経費縮減に偏らぬようにとのご意見をいただきましたが、（２）の「指定管理委託料」につきましては、本市では管理経費が配点に占める割合を20%以上25%以下で設定するというルールがございまして、子育て支援館に関しましては一番低い20%で設定しております。

最後に指定基準6、「その他市長が認める基準」でございまして、（１）から（４）までは市のひな型どおりとしておりますが、（５）の現在の施設職員の継続雇用への配慮の項目では、前回の委員会でのご意見を反映し、ひな型では1項目5点となっているところを2項目10点としてございます。

以上が審査項目（案）でございまして、全体で200点満点となっております。子ども交流館との満点の違いは、審査項目の数の違いによるものでございます。

欄外の採点方法、審査視点の共通項目については、記載のとおりでございます。

一番下段の管理経費の採点方法ですが、募集要項に明記する上限額については5年間で2億9,160万5千円、年間5,832万1千円、下限額は上限額の3分の2の1億9,440万3千円を予定しております。

なお、上限額の考え方でこれまでと違うところは、子ども交流館と同様になりますが、光熱水費等の支払いについて、これまで市が直接支払っていたものをきぼ一内の公共

施設ごとに指定管理者が支払うこととなりましたので、その額を上乗せした点でございます。なお、「管理経費」が配点に占める割合は、先ほどご説明したとおり、20%となっております。

以上が審査項目（案）の説明となります。

続きまして、資料4-2の募集要項、4-3の管理運営基準についてご説明させていただきますが、基本的な組み立てですとか、先ほどの審査項目を反映した部分については斜め書きでアンダーラインを付してあるという点は子ども交流館と同様ですので、主な点のみを説明させていただきます。

募集要項の3ページの4の(1)「設置目的」の下から2段目をご覧ください。「特に子育て家庭に対する総合的な支援や市内の子育て支援センター及び子育てリラククス館の基幹施設として支援センターとの連絡調整、情報提供、各種研修会及び技術指導、技術支援等を実施する機能が期待されています」とありますが、先ほどの審査項目の「基幹施設業務」が非常に重要であるという点を反映したところでございます。そのほか、職員の継続雇用に関する項目や自主事業による収入に関する項目等について、審査項目を反映してございます。

特に前回と変更となった点でございしますが、10ページをご覧ください。8の「応募に関する事項」の(1)「応募資格」でございしますが、前回の委員会でもご説明いたしましたけれども、前回の募集の時には、ファミリー・サポート・センター事業の委託先が公益法人でなければならない旨の規定がございましたが、国の制度改正によりまして要件が緩和され、組織形態は問わないこととなっております。

次に資料の4-3、管理運営の基準でございします。内容等は、やはり子ども交流館と同じ組み立てとなっております。

3ページをご覧ください。(2)の「事業の実施に関する業務の内容・基準」の部分で、事業の具体的内容として審査項目を反映してございます。

また、8ページの上から3番目でございします。委員会からいただきました新規利用者の開拓、利用促進についてご意見を反映して記述してございます。

それから、先ほど光熱水費等の説明をさせていただきましたけれども、16ページには今回より指定管理者が支払うことになったことについて記述してございます。

以上、募集要項、指定管理の基準についてご説明させていただきました。委員会のご意見や重要な審査項目については、すべて反映したつもりでございします。

最後に4-4の指定管理者の「総合評価シート」でございしますが、前回ご審議いただいたものでございまして、評価は「A」となっております。

以上で、子育て支援館についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○会長 子育て支援館についてご説明いただきましたが、何かご質問などございましたらお願いいたします。

○委員 配点に占める「管理経費」の割合が、子育て支援館は下限の20%になっていますよね。子ども交流館は21.1%ですが、この違いというのは、同じではいけないので

しょうか。

○山田保育支援課 子育て支援館のほうは、提案金額のみで決めてほしくない。事業の福祉的な部分をより重視しております。

○委員 1.1%違うと、大分違いますよね。

○松島こども企画課長 審査項目数が違いますので、合計点数が10点ずれております。5点単位で配点を加えていったときに出てきた差になります。

○委員 190点と200点の10点の差ということですね。

○松島こども企画課長 余り経費ばかり見てはいけないというご意見をいただきましたので、20から25%という枠の中でも低いほうがよいと考えたのですが、35点ですと、ちょうど20%にはなりません。

○会長 これは、考え方として、なかなか同じ割合にはならないのでしょうか。

○委員 わかりました。

○会長 ほかに、いかがでしょうか。

○委員 子育て支援館のほうを見ますと、大項目4の(6)のところは45点になって、かなり配分が高いように思えるんですが、ここを特に重視した理由はありますか。

○山田保育支援課 やはり子育て支援を行うには、そこに従事する職員の専門性であるとか職員がどれだけいるかということが非常に重要になってくるということと、市内に1カ所しかないものですから、各区にあります支援センター、リラックス館の基幹施設としての業務をきちっとやっていただきたいということで、手厚くしてございます。

○会長 ここに力が入っているということですね。

○山田保育支援課 はい。そうです。

○会長 わかりました。

ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○会長 それでは、子育て支援館につきましては委員会からの意見は特にないということで、よろしでしょうか。

(「はい」という声あり)

○会長 それでは、募集要件等については、委員会としての意見は特にございませぬので、よろしくお願いたします。

それでは、以上ご審議いただきましたけれども、応募の開始に向けましての意見は1点、要望しかございませぬでしたけれども、最終的な募集書類をどのように確定するかということを含めまして、事務局からご説明願います。

○松島こども企画課長 ただいまいただいたご意見を踏まえまして、最終的な募集書類、これは募集要項と管理運営の基準と様式集になりますけれども、こちらを作成いた

しまして、今月末までに一度皆様のお手元にお配りさせていただき、先ほどのご意見等、きちんと踏まえたものになっているかご確認をいただきまして、事務局から委員の皆様にご説明に回らせていただきたいと考えております。内容につきましてご意見等ございましたら、大変恐縮ですが、すぐに持ち帰らせていただいて会長と調整させていただいた上で最終形を確定させていただいて、それをもちまして8月上旬の公募に入りたいと考えております。

以上でございます。

○会長 よろしいですか。

募集書類を確定するまでの流れをお話しいただいたわけですが、私から再確認をいたしますと、本日の意見を反映して事務局で公募に必要な書類の最終案を作成しまして、委員の皆様にお届けをいただきます。これに対しまして、委員会としては個々にその内容を確認して、必要に応じて事務局に意見や質問を述べていただきます。そして、それを踏まえまして事務局で内容を調整しまして、最終的には私と事務局とで内容確認をして、公募を開始するまでにその結果を委員の皆様にご報告していただきます。委員の皆様、大変お忙しいとは思いますが、事務局からの最終案が届きましたら内容のご確認等、ご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に議題の3「指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方について」に入らせていただきます。事務局よりご説明をお願いします。

○松島こども企画課長 それでは、お手元に資料5をお願いいたします。「指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方について」ということで、先ほど一度ご覧いただいた資料なのですが、今のところ、応募事業者からの提案書を事務局から皆様のお手元に配布する時期を9月下旬ぐらいと考えております。

その後、10月中旬に選定評価委員会を子ども交流館、子育て支援館、それぞれ別の日に2回開催いただきたいと考えているのですが、その際の審議のパターンとして、こちらの資料にありますパターンAからパターンCまでの三通りを想定しておりますが、先ほどのひな型を作成した行革部門には、基本的にはいずれを採用するかは委員会のほうで決めて構わない旨を確認しております。

まず、パターンAでございますが、当日、応募事業者がまず提案内容に対するプレゼンテーションを行った上で委員の皆様からの質疑応答となりまして、その後に採点をしていただくというものです。5人の委員の皆様からの質疑応答が終わった時点で業者は退出させます。その後に採点をしていただきまして、その段階で委員の皆様の間での意見交換をしていただいて、その後に最終的な採点を確定していただきます。そこまで終わりましたら、次の応募事業者につきまして、もう一度プレゼンテーションから、という流れになります。

パターンBは、パターンAに似ているのですが、プレゼンテーションではなく、あらかじめ応募書類を読んでいただいた委員の皆様から事業者に対して質問をするという手順、プレゼンテーションではなくヒアリングで行うというのがパターンBでございます。

パターンCにつきましては、応募事業者は入室させずに、委員の皆様にはあらかじめ配布した提案書類でそれぞれが採点をしていただいて、それを持ち寄った上で意見交換をして最終的な決定をしていただくというものでございます。

前は、子ども交流館では6事業者の応募がございました。子育て支援館につきましては前回の応募は2事業者だったのですが、先ほどの説明のとおり、公益法人だけではなくて、応募事業者の対象をかなり広げておりますので、子ども交流館と同程度の応募が見込まれるのではないかと考えております。そういったしますと、ゼロベースから事業者がプレゼンテーションをするというのは時間的な面でもかなり厳しいのではないかと考えておまして、パターンBをベースにご検討いただくのがよろしいのではないかと、大変僭越ではございますけれども、事務局側としてはそのように考えております。

以上でございます。

○会長 これは一番肝心なところだと思いますけれども、先ほど、プレゼンになりますと大手というか、プレゼンに長けたプロの業者がやると非常に内容がよく見えるというお話がありました。事務局のほうもそのようなお考えのようですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

○委員 私も本来ならばパターンAがいいと思うのですがけれども、不慣れな方が多いとか、ある程度の数の事業者からの応募が予想されるという部分を考慮しますと、やはりパターンBがよいのではないかと思います。

○委員 これだけ見ると、私はパターンCではないかと思えます。当然ですが、9月下旬に配布される応募書類は、ある程度精査されて基本的なチェックが済んだ後、我々に届くものと思います。このパターンA、Bというのは、事前に採点をしていないということでしょうか。

○松島こども企画課長 採点自体はしていただきませんが、9月下旬にお配りしてから委員会当日までに、皆様それぞれに内容を把握していただいているという前提でプレゼンテーションないしヒアリングに入るということを想定しております。

○委員 皆様もおわかりのように、おそらく、当日に全て採点するというのは不可能です。時間が相当かかりますから、事前にいただいても採点には二、三日はかかります。当然のことながら、事前の採点が行われているということで私はパターンCのほうがよいのではないかと思うのです。当日採点するというのは、なかなか厳しいので、委員の皆様である程度事前に採点をして事務局のほうへお知らせして、その結果は、恐らく少し食い違いが出るでしょうから、そこを調整するための意見交換を行って、精査して修正することになると思います。意見交換の際にヒアリングすべきことがあれば、そこで聞いて調整ということになると、私はそういうイメージをしています。

○委員 書面と、それがどういうことを意味しているのかという確認がどうしても必要になるのではないかと。事業者に対するある程度のチェックと、それから内容についてある程度説明を受けることも必要ではないかなと思おまして、Bを選択したのですね。

○委員 もちろんです。ですから、私といたしましてはパターンBでも結構です。要するに、事前審査はある程度しておくべきだということです。そして、意見交換のとき

ろで、あるいは意見交換の前なのかもしれませんが、質疑応答を行うという意味です。ですから、今おっしゃられたようにパターンBとCの折衷的な感じでしょうか。

○委員 意見交換が最初にあるか、真ん中であるか、それはどちらでもいいと思います。

○会長 そうしますと、書面と内容の確認をしないといけませんので、まずヒアリングをやってそれから意見交換をするということで、改めてその場で採点を行うということではなく、というご意見ですか。

○委員 そうですね。ですから、結果の精査、意見交換ないしヒアリングを踏まえて各委員が最終的な修正をすると、私はそういうイメージを持っています。

○会長 この委員会の中で採点をするというのがルールなのですか。

○松島こども企画課長 9月下旬に提案書をお配りする際に採点表のようなものは一緒にお配りできると思いますので、お話のありましたように事前に皆様に粗々の採点をしておいていただいたほうが、当日はスムーズに進むのではないかと考えております。

また、これも僭越なのですけれども、我々他でもプロポーザルをやる場合があるのですけれども、例えば完全なプレゼンテーションではなくて、ヒアリングと銘打って最初の5分とか3分とか時間を切って、口頭だけで特にアピールしたい点があればアピールしていただくという事例もございます。

○会長 はい、わかりました。そういたしますと基本的にパターンBの線で進めるということでもよろしいでしょうか。

○委員 そうだと思います。

○委員 はい。結構です。

○会長 では、採点の1回目というのが必要かどうかは別として、パターンBの線で進めたいと思いますが、1項目でもゼロ点があった場合は失格になるという規定もございますので、そのあたりを調整するために、採点で終わりではなく意見交換を行いまして、修正すべきところがあれば修正を加えていただき、順位を決定していくという、そのような流れでもよろしいでしょうか。

○委員 何回もやりましたが、市民局の選定評価委員会の評価では、委員同士の意見交換の中で最終的な点をつけていくということでした。

○会長 委員同士の意見交換はあるという方向でいいのですね。

○松島こども企画課長 意見交換を行うことは結構なのですけれども、最終的な点数自体は5人の委員の皆様それぞれに付けていただいて、その合計点数が当該応募事業者の点数になるという考え方でございます。

○会長 わかりました。

○委員 私が例えばゼロ点をつけたら、意見交換のときに、なぜゼロ点をつけたかという話し合いをしなければいけないということですね。

○会長 その結果でゼロ点かもしれませんね。

○委員 それはそういう話をしなければいけないということですね。

○委員 非常に重要な点ですから、ゼロ点をつけるということは。

○会長 そうすると先ほどのご意見ですが、採点1回目とありますけれども、事前に確認してあれば時間的には短縮できるわけですから、そういう手順でよろしいですか。

○委員 はい。ですから、今の事務局のお話であれば、各委員の採点というのを尊重するということですね。少し私は誤解していました。意見を調整して、委員会でまとめるのかと思っていました。各自それぞれの点を出すということですから、私が極端に高得点になっても、他の先生が逆に低い得点になっても、構わないということですね。

○委員 ゼロ点のときはやっぱりお話し合いしないといけませんね。

○委員 もちろんそれはそうですが、多少評価にずれがあっても、それは各自の評価だということですね。

○委員 そうですね。

○会長 事業者のヒアリングの中で何かおかしな点であるとか、そういうことをお感じになった部分があったときは、それが各自の採点に影響するかどうかは、また別の問題であるということで、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○会長 それでは、基本的にパターンBの、ヒアリングの線で進めていこうということでもよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○委員 あとは、応募してきた数にもよりますので、2社くらいだったらプレゼンを聞いてもいいのではないかとも思えますが。

○会長 もし極端に応募が少なかった場合は、いかがいたしますか。

○松島こども企画課長 半月以上は期間がありますので、今回はパターンBが前提ということに決めていただいた上で、公募を締め切った時点で、余りにも少なかった場合はプレゼンにするかどうか検討させていただこうと思います。

○委員 先ほどおっしゃられたように、専門の業者を雇って申請書を書かせるということが結構ありますから、それに乘せられてしまうということもありますよね。

○委員 我々で調整すれば、そういったやり方をしているということはわかりますから、それを参考にしてまた採点すればいいのではないのでしょうか。

○会長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○会長 それでは、応募者が極端に少ない場合などには検討する余地を残しておきたいと思いますが、基本的には、ヒアリングのパターンで進めて参ります。

それでは、本日の議題としては以上でございますけれども、全体を通して何かござい

ますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○会長 それでは、私のほうで言葉足らずのところも多々ございましたので、議事録を作成される場合には十分意を酌んでいただいて作成していただけるようお願いいたします。

私のほうからはこれで終わらせていただきます。事務局からお願いいたします。

○松島こども企画課長 委員の皆様、本日は活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。頂戴いたしましたご意見を反映して、速やかに書類を作成いたしまして、今月下旬までにはお手元に送らせていただきたいと思いますと考えております。

また、10月以降の会議の日程等も、もう少し日が経ちましたら調整させていただきたいと思いますので、そちらも併せてよろしくをお願いいたします。

それでは、ご多忙のところ恐縮ですが、お送りします書類の内容のご確認等、ご協力くださいますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○事務局 最後に2点だけ、連絡事項を申し上げさせていただきます。

一つ目が情報公開についてでございます。本日の審議内容に関しまして委員の皆様のもとに情報提供や情報公開の要請、相談がございましたら、まずこども企画課までご連絡を下さいますようお願い申し上げます。

二つ目でございますが、本日の議事録の作成に当たりまして、後日内容のご確認をお願いいたします。素案を作成いたしましたら、事務局よりご連絡をさせていただきますので、その折には内容のご確認にご協力を下さいますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。長時間にわたり、活発かつ慎重なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。